

項番	項目	質問内容	回答
1	目的	『～中小企業者等～』とありますが、例えば個人事業者や研究機関、組合、NPO法人等も含みますか？その範囲を教えてください。	各都道府県協会を対象となっている中小企業者等の範囲と同様です。
2	目的	複数の地域支援機関とはどのような機関を想定していますか？	都道府県協会のほか工業技術センター等の技術支援機関、商工会・商工会議所、地域金融機関、大学・教育機関など、中小企業等を支援する機関を想定しています。
3	目的	地域課題とは各地域の課題と考えて良いのでしょうか？	地域によって多様で複雑な課題があると考えます。例えば若年層の流出に伴う公共サービスの低下などの課題が考えられます。それぞれの地域の課題に応じた課題設定をしていただいて構いません。
4	目的	都道府県からの補助金が打ち切られる場合、本基金の目的に合致していれば以前からの支援事業の衣替えでも本基金の活用は可能ですか？	原則として衣替えは認められません。ただし、問題意識・目的意識を明確にした上で本事業の目的に合っていれば対象となります。
5	目的	5年間継続して事業を行いたいと考えているため、毎年同じ事業内容での申請でも問題ないでしょうか？	本事業の目的、対象者、対象とする取組に合致した計画であれば、毎年同じ事業内容での申請でも問題ありません。ただし、事業実施段階でPDCAを繰り返し、より良い事業とするよう努めてください。一方、複数年度に亘る事業計画も対象となりますので、実施都道府県協会の実情にもよりますが検討することも一案ではないかと考えます。
6	目的	今年度予算に計上し、既に申込や公募等を行っている事業は対象になりますか？	本事業の対象とすることはできません。
7	目的	当事業の対象として支援事業の事前着手を認めてもらえますか？また、既に着手している案件についても助成を受けられますか？	
8	A事業	A事業①新事業展開等助成金交付事業ですが、中小企業者等及び創業者等への助成額、助成率、対象者等の事業設計については、各都道府県協会で定めたもので良いですか？	本事業の目的に合致した計画であれば、都道府県協会で定めた支援事業の対象や支援範囲の事業計画が本事業の対象になります。
9	A事業	支援企業に講師派遣や専門家の活用を助成する場合、企業への助成率は県協会で決めて良いですか？	個別に助成する場合の助成率等は県協会を決めてください。全国協会で査定することはありません。
10	A事業	A事業の①と②は同時に申請しても問題ありませんか？	問題ありません。
11	A事業	A事業②の『商談会・展示会の開催、出展』で、他機関の商談会、展示会に参加しても良いですか？	都道府県協会が他機関で実施している商談会、展示会でのブース等を確保し、地元中小企業者等の参加を支援する事業などは対象とすることができます。
12	B事業	B事業はA事業をするためのAありきのBなのでしょうか？	B事業では、これまでの支援先ではない支援先を探したい、新たな支援手法を試してみたいなど中小企業者等の新事業展開・地域課題解決の取組をより一層促進するために活用していただくことを目的としています。必ずしもA事業に繋げることを求めています。B事業の成果を活用してA事業に繋げていただくのが理想です。
13	B事業	B事業は他の事業とのタイアップが可能ですか？	A事業と同じく、国や国の関係機関からの補助を受けている事業は対象となりません。
14	助成対象経費	2. 助成対象事業に『経費の一部』とありますが、助成金に占める管理費の割合はどの程度ですか？	助成対象経費については、基本的には事業に必要な経費の積上げです。管理費についても事業推進に必要な経費（人件費含む）として合理的な積算となっていれば対象となります。
15	助成対象経費	経費の証憑としては何が必要ですか？	別途必要な証憑等を記載した事務要領を配布しますが、基本的に各都道府県協会の規程に沿った経理を行ってください。また、経済産業省の『委託事業事務処理マニュアル』も参考にしてください。
16	助成対象経費	経費の流用はどの程度認められますか？また、流用の際変更計画書は必要ですか？	事業計画に変更があり経費が変わる場合には、変更計画書の提出が必要ですが、支出区分の10%以内の配分変更は変更の承認を必要としません。ただし、人件費への配分変更は除きます。
17	助成対象経費	旅費・交通費に日当、公用車のガソリン代は含みますか？	各都道府県協会の旅費支給の規程に従います。そのため、規程の提出をお願いします。
18	助成対象経費	『事業の実施に必要な人件費』とは都道府県協会の職員人件費を含みますか？	本事業の事業実施に必要な都道府県協会の職員の人件費も対象とできます。実績確認には、従事した時間、業務内容等が確認できる日報等が必要となります。
19	助成対象経費	A事業②もしくはB事業を使って新たな販路開拓の取組を行う際に、都道府県協会が事務局として同行する経費や、当該取組の事前調整(事業計画採択前)を行うための旅費は助成対象となりますか？	都道府県協会の職員の方が本事業の実施に必要な旅費は対象になりますが、事業計画採択前の旅費等の経費は対象とすることはできません。
20	助成対象経費	補助員人件費と雑費は具体的にどのような経費を対象としますか？	補助員人件費は、本助成事業を行うために必要な業務を補助するため雇い入れた者（派遣、パート、アルバイト、通訳、翻訳等）の賃金等を対象とします。雑費は、展示会等で使用した法被のクリーニング代等の他の経費項目に当てはまらない経費を対象としています。
21	助成対象経費	本事業に使用する封筒への印刷はどの経費項目になりますか？	本助成事業のみに使用する封筒への印刷に要する経費は印刷製本費とし、本助成事業と他の事業で使用する封筒への印刷に要した経費を按分した経費は消耗品費としてください。
22	助成対象経費	事業の一部を外部委託する場合に、制約はありますか？	助成金交付実施要領第10（8）では、「本事業の実施を外部に委託する場合にあっては、原則として助成事業に要する経費（総事業費）の50%を超えないこと。50%を超える場合は、事業実施体制及びその必要性について事業計画書上で説明すること。」とあります。
23	助成金額	A事業の助成金の上限はありますか？	A事業の助成金の上限はありませんが、助成金の申請総額が単年度の助成事業規模を超えた場合は、全国協会の管理事業費及びB事業の助成金申請額を除きA事業の申請者の助成金申請額を調整し減額します。
24	助成金額	助成金は使い切り型ですか？	助成金は基金型ではなく、使い切り型です。

項番	項目	質問内容	回答
25	助成金額	都道府県協会毎の助成金の予算規模はありますか？	ありません。
26	助成金額	『助成対象経費の1/2以内』とありますが、助成金額以外の財源はどのような財源ですか？	助成金額を除く残りの1／2の財源は、各都道府県協会の自主性に委ねます。ただし、国や国の関係機関からの補助を受けている事業を対象としないことは公募要領のとおりです。
27	助成金額	本事業の助成対象経費1／2負担に関して交付税措置等、都道府県向けの財源措置の動きはありますか？	財源措置の動きはありません。
28	助成金額	助成金は『助成対象経費の1/2以内』とありますが、助成金以外の残りの助成対象経費には、支援する企業からの負担分を充当しても良いですか？	助成金交付実施要領第3．（3）では『本事業に係る経費を負担できること。』としています。支援企業からの負担金は不確定要素が含まれますので、1／2の財源としては認められません。例えば展示会出展支援事業を実施する際の出展者から出展料等、支援事業の対象者から事業に係る負担金を徴収する場合にあっては、支援事業実施に必要な事業費から負担金相当額を控除した額の1／2が当協会からの助成金となります。ただし、支援事業対象外の経費に支援対象者からの負担金を充てる場合は、そのように経理し、申請対象経費からは除外していただくことになります。 また、広域商談会の参加県協会の参加費等負担金については、参加県協会の負担金額が確約書類等で確保されている場合は、1／2負担金の財源に充てることはできます。
29	助成金額	商談会、展示会に出展する時に出展者からの負担金を出してもらうという事は認められないのでしょうか？	展示会、セミナーの負担金を徴収することは可能ですが、不確定要素が含まれますので1／2財源に充てることはできません。なお、助成金の交付申請対象経費外（例えば、お弁当代等）に使っていただくことは可能です。
30	助成金額	A事業で2つの都道府県協会連携して申請した場合、片方の助成金は1千万でもう片方は3百万円ということもあり得えますか？	事業計画に参加する県間で合意があるなど、合理的な理由があれば認められます。
31	助成金額	複数年度に亘る計画の助成金について、例えば1年度目の支援事業が遅れ等で助成金交付決定額の一部が使われなかった場合、2年度目の助成金に加えて使用することはできますか？	・複数年度に亘る事業計画で助成金を申請するにあたっては、①初年度に必要な1／2負担分を確保できていることを証する書面を添付すること。併せて、次年度以降に必要な1／2負担分を確保できることを証する書面を添付すること。②事業実施年度中は、年度ごとに事業の進捗状況の報告と次年度に必要な1／2負担分の確保を証する書面を添付すること。以上が要件となります。 ・2年度目に1年度目の未使用分の1／2負担分を含めて活用ができるのであれば、2年度目の計画を変更し1年度目の未使用分を活用することができます。 ・全国協会は、進捗状況、確保できている1／2負担分の額等により、既に交付している助成金の使用状況、1／2負担額との差異等を確認し、事業計画が縮小していることが認められた場合には、事業計画の変更と既に交付している助成金の減額（返還）を求めることがあります。 ・増額が必要な場合や、大幅な変更を必要とする場合は、既に採択されている事業計画を一旦終了し、助成金の清算等必要な措置を講じた後に、新たな事業計画で申請することが必要となります。
32	助成金額	B事業において、助成対象経費が400万円以下とのことですが、例えば500万円の事業を組んで400万円を限度に全国協会から助成金を受けるスキームで申請することはできますか？	B事業で助成を申請する場合は、対象経費を精査し400万円以下としていただき、申請していただかないと対象とはなりません。
33	助成金額	B事業に関して、400万円を限度として定額とありますが、定額とはどのような意味ですか？	B事業は、助成対象経費100万円～400万円までの中で事業計画を作成していただき、上限400万円を限度に定額でお渡しします。150万円の事業であれば150万円。400万円の事業であれば400万円です。
34	実施期間	公募は毎年行うことになっていますが、A事業、B事業共に実施期間は複数年度に亘ることは可能ですか？	B事業は基本的に1年であり、A事業は複数年度に亘る事業も対象となります。
35	実施期間	複数の都道府県協会が連携して申請する場合、例えば単年度と複数年度のように、事業の実施期間が異なっても良いですか？	事業の実施期間は原則的には一致していると思いますが、仮にそのような事案が出てきた場合には個別対応したいと考えます。
36	実施期間	一申請で、例えば人材育成、開発、販路開拓の様に段階を踏んで、複数年度に亘っても良いですか？	申請可能です。上記31参照。
37	実施期間	公募期間を前年1月～2月及び10月～11月としていますが、単年度事業を実施する場合、実施期間をどう想定されていますか？	公募時期は都道府県の予算や補正予算の確定時期を想定しています。予算を確保できた事業計画の実施期間は事業の実施に必要な期間ですが、年度内に終了せず複数年度に亘り申請することは可能です。（複数年度に亘る事業計画。上記31参照。）
38	公募	公募期間はどの程度ですか？また、公募については事前に連絡をしてもらえますか？	公募期間は2週間を目途とし、公募開始2週間前にホームページへの掲載、各都道府県協会の総務宛へのメール発信、Pick Up Newsへの掲載を考えています。
39	公募	本事業の公募時期、事業開始はいつでしょうか？	公募は1月～2月頃、10月～11月頃の年2回行います。支援事業の事業開始は採択の決定時期を勘案し、各都道府県協会決定してください。
40	公募	事業計画策定にあたり、どの様に都道府県と連携すれば良いですか？	各都道府県協会が地域の実情に合わせた中小企業の活性化に、より一層取組んでもらうために本事業を活用していただきたい。その前提として都道府県協会が取組む支援事業計画を、協会を所管する都道府県にも理解し、協力してもらうために協会が申請する事業計画を県が認知していることを求めたものです。
41	公募	『所管都道府県と連携して事業計画の策定を行い』とありますが、都道府県には本事業の説明は行われていますか？	中小企業庁が毎年7～10月頃、都道府県に重点施策の情報発信をするとしています。
42	公募	支援事業の事前公募は認められますか？	全国協会に採択されてから、各都道府県協会を実施する支援事業を公募してください。
43	公募	単年度毎に支援事業計画や取組内容を変えて申請することは可能ですか？	例えば1年度目は販路開拓に重点を置き、2年度目は人材育成に重点を置くなど、各都道府県協会の中長期的視点に立脚した事業計画での申請が可能です。

項番	項目	質問内容	回答
44	公募	『国や国の関係機関から他の補助を受けている事業は対象としない。』となっていますが、県からの補助金は都道府県協会の財源と見なされますか？	補助目的等を精査していただく必要はありますが、都道府県からの補助金を財源とすることは可能です。
45	公募	『国や国の関係機関から他の補助を受けている事業は対象としない。』となっていますが、国や国の関係機関、自治体から委託金を受けている事業を対象にすることは可能ですか？	国や国の関係機関、自治体の委託事業は対象とすることができません。
46	公募	本事業の助成対象者は『本事業に係る経費を負担できること』となっていますが、公募時期の1月～2月は県の予算時期より遅い上に、採否のリスクもあり、申請前での県への予算要求が難しいと考えます。ご配慮をお願いします。	本事業は1/2の負担分が確実に確保されていることが前提です。申請される事業計画、対象経費が本事業の目的等と合致していれば不採択のリスクはほぼありませんが、申請された事業の助成金総額が本事業の助成事業規模を超えている場合は、助成額を調整し減額することがあることを理解して申請していただく必要があります。
47	公募	『財源の確保を証明する書類の提出』となっていますが、県予算が議決される前にどのような書類を提出すれば良いですか？	本事業は1/2の負担分が確実に確保されていることが前提ですので、県からの補助金等を充てる場合は県議会へ提出された予算資料を提出していただくこととなります。（負担分確保の状況確認等は、上記31参照。）
48	公募	複数年度の事業計画による申請が可能となっていますが、年度ごとに審査がありますか？年度ごとに助成額の調整が生じる可能性がありますか？	複数年度に亘る事業計画を申請された場合も、申請年度の選考委員会で審査します。採択された事業計画に必要な助成額は、一括で交付します。採択した事業計画の進捗管理、次年度以降の1/2の負担金額の確認等は、上記31に記載のとおりです。
49	公募	複数年度の事業を申請し採択された場合、次年度以降の申請の取扱はどうなりますか？	都道府県協会が申請できる事業計画は、毎年度1計画となります。複数年度に亘る事業計画を採択された場合は、当該事業計画が終了するまでは、新たな事業計画で申請することはできません。また、A事業とB事業を同一年度に申請することもできません。ただし、複数年度に亘るA事業の事業計画を採択された都道府県協会にあっては、事業実施の初年度を除きB事業を申請できることとします。申請する場合は、A事業の実施期間中にB事業を実施する必要性をB事業の助成金交付申請書の事業計画に明記してください。
50	公募	一度の公募に対し複数事業の申請は可能ですか？	1都道府県協会ですべての事業計画で申請してください。1つの事業計画の中に複数の事業を含めることは可能です。
51	公募	A事業は色々な事業を組み合わせると助成対象経費が400万円を超えていれば対象になりますか？	1協会1事業計画で助成対象経費の総額が400万円以上であれば対象となります。
52	公募	年2回の公募とありますが、例えば1回目の1月～2月の申請で単年度の助成事業規模に達した場合には、10月～11月の公募は停止でしょうか？	第1回の公募で今年度の助成事業規模に達すれば第2回の公募は行いません。それはホームページで連絡します。
53	公募	減額は、単年度申請、複数年度申請の両方合わせて減額するのですか？	申請額が助成事業規模（全国協会の管理事業費及びB事業の助成金申請額を除く。）を超えた場合は、原則として単年度、複数年度の区別なく申請者の助成金申請額を調整し減額します。
54	公募	助成対象経費1/2負担分を自主財源とした場合、どのような根拠資料を想定していますか？	申請時には各協会の理事長が確約する書類、採択時には各協会の理事会で承認された事業計画、収支予算書を提出していただいています。
55	公募	単年度申請や複数年度申請という各県バラバラの実施期間で事業計画を申請する中で、複数県協会が申請当初から連携申請書を提出することは難しい面があると思いますが、如何でしょうか？	複数県協会がバラバラの実施期間で申請する場合にも、それぞれの県協会ですべての計画には連携事業も含めてください。連携申請書は、連携事業実施年度に幹事県協会から提出していただきます。その際、申請年度の違いにより事業計画に必要な額が減額された場合には、減額の対象となった県協会の事業計画を見直していただく中で連携事業の見直しの有無も検討していただき、必要に応じて連携申請書の見直しを行ってください。
56	公募	例えばフード開拓事業で販路開拓事業と人材育成事業を実施する場合、販路開拓事業の1/2負担は県の補助金、人材育成事業は自主財源と、財源が異なっても良いですか？	1事業の中の複数の事業があり、1/2負担金が都道府県の補助金や自己資金の合算で結構です。事業計画の中で1/2負担金の財源がわかるように記載してください。
57	公募	減額された際変更申請を出すとのことですが、実施期間を短くしたり、実施内容を縮小しても良いですか？	実施期間を減らしたり、助成対象件数を減らす等、県協会の判断で変更してください。
58	公募	A事業を毎年度申請する場合にはB事業が申請できないのでしょうか？	同一年度における申請は1回限りとし、A事業とB事業の両事業を申請することはできません。ただし、都道府県協会を所管する都道府県において複数年度に亘る事業計画があり、その事業計画に基づいて都道府県協会が単年度ごとにA事業の事業計画を申請する場合には、初年度を除き同一年度にA事業とB事業の両事業を申請できることとします。
59	公募	県内の異なる地域課題を取り上げた事業計画を申請することはできますか？	可能です。
60	公募	複数の県協会が連携した事業計画を申請する場合、同じ地域課題でなくても申請することは可能ですか？	連携する都道府県協会ごとの地域課題は同一でなくても構いませんが、それぞれの地域課題解決に資する連携事業計画とすることが必要です。
61	選考	A事業の審査項目事業効果に『中小企業への経営力向上への効果の大きさ、地域経済・社会への貢献の大きさ』とありますが、何を以て判断するのでしょうか？	実施する事業計画で、何を目的に事業を実施するのか、実施した結果どのようなことを目標（想定）としているのかなど、事業を実施した結果得る成果や目標について、申請される都道府県協会ごとに地域の実情に合わせて検討し、現状と目標が比較検証できるように定量的な取組目標とするなど、本事業の目的に合致した目標設定になっているかで判断します。
62	選考	A事業の審査項目事業計画に『都道府県協会が確実に財源を確保すること（負担金額の確認）』とありますが、負担金額の確認とはどういうことでしょうか？	本事業は1/2の負担分が確実に確保されていることが前提です。都道府県協会から提出された財源の確保を証明する書類で確認します。
63	選考	A事業の審査項目の事業内容に「加算対象にする。」とありますが、どのような措置をとられるのですか？	加算項目の評価が高い都道府県協会にあっては、助成金交付実施要領第4（9）の減額措置の際に配慮されます。

項番	項目	質問内容	回答
64	交付決定	採択された通知はいつ頃もらえますか？	申請締切後に開催する選考委員会の選考、その後の採択決定後直ちに通知します。1月～2月募集については4月1日を目途とします。
65	交付決定	助成金はいつ頃もらえますか？	各都道府県協会から助成金支払請求書を提出していただき、原則として月末締の翌月20日払いで助成金を支払ます。
66	交付決定	助成対象経費の実績額が計画から増減した際、助成金の追加、返金がありますか？	助成対象経費の確定額が交付決定額から増加しても追加の助成金はありません。確定額が減少した場合は、返金していただきます。
67	交付決定	A事業で事業計画実施後、結果的に助成対象経費が400万円を下回った場合、助成金は全額返還になりますか？	計画を実施した結果、助成対象経費が下回ったとしても助成額全額の返還は求めませんが、未使用部分については返還していただきます。
68	交付決定	複数の都道府県協会が連携して申請する場合、代表する都道府県協会に助成金は支払われるのですか？	複数の都道府県協会が連携して申請する場合であっても、都道府県協会ごとに助成金を支払います。
69	計画変更	展示会出展事業の中止など事業内容に変更が生じた際の対応方法は、どの様にすれば良いですか？	事業内容に変更が生じた場合は計画変更の申請が必要になります。事前にご相談ください。
70	計画変更	現時点事業が事業実施期間内に終了しない場合、事業の実施期間の延長と新規事業申請の同時申請を認めて欲しい。	事業実施期間の延長は、原則として1年度に限り認めることとしますが、事前にご相談ください（延長するA事業の1／2負担分が確保できる場合にのみ適用）。また、延長年度に新規に申請することを認めることとしています。
71	計画変更	展示会出展事業の中止などで生じたキャンセル料は、助成対象となる経費として認められますか？	止むを得ずキャンセル料が発生した場合は、理由を明確に記載した領収書及び経理証憑書類を提出してください。
72	実績報告	実施期間が年度末に掛かる事業計画において、企業等への支払いは3月31日までに終えてその帳票を各協会で検査した上で、精算書等は4月15日までに提出すれば良いですか？	本事業の最終年度（令和10年度）以外はその通りです。
73	実績報告	本事業の実施期間は令和11年2月28日までとなっていますが、経理の精算もこの時点で行われるのですか？	最終年度は事業を令和11年2月28日までに終了し、3月12日までに実績報告書及び支出明細書と経理証憑書類を提出してください。なお、最終年度以外は、事業終了後20日後まで、または翌年度の4月15日までに実績報告書及び支出明細書と経理証憑書類を提出してください。
74	成果	助成事業の『成果』については、どこまで求められるのでしょうか？また、その成果の確認はどのように行われるのでしょうか？	設定された成果目標が達成されているかを確認します。なお、採択された事業計画をホームページで公表するとともに、事業完了後、本事業の成果・評価等を報告書に取りまとめた成果報告書を提出していただき、ホームページにて公表します。従って、計画と成果を比較検証できるようにすることが求められます。
75	成果	「支援先の中小企業には、無形資産可視化ツールを活用した事業成果の評価をするよう努めること。」とありますが、具体的にはどのようなことを求めていますか？	無形資産可視化ツールでは、中小企業が目指したい将来の目標（売上増など）を達成するために必要なリソースの洗い直しを整理することができ、そのリソースの洗い直しに、支援をどのように活用するか明らかにすることができるツールになっています。加えて、各リソースの洗い直しの目標を設定することでPDCAを回すことも可能です。支援後にPDCAを回した無形資産可視化ツールを確認することで、個別の支援先の支援成果を確認評価できます。
76	その他	会計検査院の対象事業となりますか？	会計検査の対象事業です。会計検査院の検査対象は中小機構ですが、確認として全国協会に、さらに先の確認として都道府県協会に立入る場合もあります。